

(仮称)しが職業能力開発推進プラン(原案)について

【計画の概要】

国が策定する「職業能力開発基本計画」に基づき、滋賀県内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画で、おおむね次に掲げる事項を定めるもの

- ・技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- ・職業能力の開発の実施目標に関する事項
- ・職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)

第7条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画(以下「都道府県職業能力開発計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

2 都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第5条第2項各号に掲げる事項について定めるものとする。

現行計画(第10次計画) しが職業能力開発推進プラン 平成29年度～令和3年度
次期計画(第11次計画)(仮称)しが職業能力開発推進プラン 令和4年度～令和8年度

【これまでの経過】

- ・6月18日 滋賀県職業能力開発計画諮問
- ・8月31日 第2回滋賀県職業能力開発審議会開催(計画骨子検討)
- ・10月4日 厚生・産業常任委員会(計画骨子報告)
- ・10月7日 第3回滋賀県職業能力開発審議会開催(答申案検討)
- ・10月15日 滋賀県職業能力開発審議会計画答申

【今後の経過】

- ・12月14日 厚生・産業常任委員会(原案報告)
- ・12月下旬～1月下旬 県民政策コメント(パブリックコメント)
- ・3月中旬 厚生・産業常任委員会(計画最終案報告)
- ・3月下旬 計画策定